（削る）

ハ　算定政令別表第三の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合		

（経過的組合員を組合員とする組合に対する補助金の特例）

第五条　平成三十年度において、算定政令附則第十七条に規定する経過的組合員（次条及び附則第七条において「経過的組合員」という。）を組合員とする組合について、附則第四条の三の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第七条、附則第四条の規定により読み替えられた第七条の四から第七条の六まで及び附則第四条の三の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第十三条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ下欄に掲げる字句とする。

附則第四条の三の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第七条の見出し	附則第十五条	附則第十七条の規定により読み替えられた算定政令附則第十五条
附則第四条の三の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第七条第一項	附則第十五条	附則第十七条の規定により読み替えられた算定政令附則第十五条
	以下同じ。）でないもの	以下同じ。）でないもの並びに算定政令附則第十七条に規定する経過的組合員（以下「経過的組合員」という。）であつて指定組合特定被保険者（同条の規定により読み替えられた算定政令第五条第四項第一号イに規定する指定組合特定被保険者をいう。以下同じ。）又は小規模事業所等常勤経過的組合員（同号ロに規定する小規模事業所等常勤経過的組合員をいう。以下同じ。）でないもの及び経過的世帯員（経過的組合員の世帯に属する当該組合の組合特定被保険者であつて経過的組合員でないものをいう。以下同じ。）